

平成23年5月吉日

ご契約者 様

札幌信用金庫

各種カードローン契約条項の一部変更について

現在ご契約いただいております、各種カードローンのカードローン契約規定の一部条項に、誤りがございました。つきましては、下記の通りに変更致しますので、お知らせ致します。

記

1.変更日

平成23年5月2日(月)

2.変更内容

<さっしんひまわりカードローン>

(1)第5条(定例返済)

「カードローン契約規定」第5条第1項及び第2項を、以下の通り変更致します。

【旧契約規定】

第5条(定例返済)

- 借主は、各返済日(返済日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日。以下同じ)に、表記貸越極度額に応じ、次に定める金額を返済します。
ただし、第2条第2項または第3項により貸越極度額を変更したときは、変更後の貸越極度額に応じた金額を返済します。

貸越極度額	返済額	貸越極度額	返済額
10万円	5千円	50万円超100万円	20千円
20・30万円	10千円	100万円超200万円	30千円
40・50万円	15千円	200万円超300万円	40千円

- (1) 前月の末日現在に貸越残高がない場合は定例返済は行いません。
(2) 前月の末日現在の貸越残高が定例返済額に満たない場合はその金額を定例返済額とします。

【新契約規定】

第5条(定例返済)

- 借主は、毎月10日(休日の場合は、翌営業日)に、前月10日(休日の場合は、翌営業日)現在の当座貸越残高に応じて次のとおり返済するものとします。

前月10日現在の当座貸越残高	定例返済金額
1万円未満の場合	前月10日現在の貸越残高
1万円以上30万円以下の場合	1万円
30万円超の場合	2万円

- 前項にかかわらず、当月返済実行時における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合には、当月返済実行時における当座貸越残高の金額を返済するものとします。

(2)(自動融資)

「カードローン契約規定」に自動融資の条項を追加致します。

(自動融資)

- カードローン契約書記載の指定口座(返済用預金口座)での口座振替による出金のための資金不足となったときは、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をこの当座貸越口座から自動的に返済用預金口座に入金するものとします。
- 前項にかかわらず、第5条の定額返済による資金不足および当金庫との口座振替契約による資金不足の場合には自動融資を発生させないものとします。

<クイックカードローン>

当座貸越契約書の約定返済額の文言を、以下の通り変更致します。

【旧契約内容】

10,000円または 20,000円

(従前は上記のように定額で記載していただいております。)

【新契約内容】

前月約定日の貸越残高が

30万円以下の場合 10,000円

30万円超の場合 20,000円

<ブリオカードローン>

第5条(定額返済)

当座貸越契約書第5条を、以下の通り変更致します。

【旧契約規定】

第5条(定額返済)

1. 私は毎月10日(休日の場合は翌営業日)に、利用限度額により次のとおり返済するものとします。

利用限度額	毎月の返済額
20万円以下	5,000円
20万円超30万円以下	10,000円

2. (1) 返済日現在に貸越残高がない場合は定額返済は行いません。
(2) 返済日現在の貸越残高が定額返済金に満たない場合にはその金額を定額返済金とします。

【新契約規定】

第5条(定例返済)

1. 私は毎月10日(休日の場合はその日の翌営業日)に前月10日(休日の場合はその日の翌営業日)現在の当座貸越残高により次のとおり返済するものとします。

前月10日現在の当座貸越残高	毎月の返済額
20万円以下	5,000円
20万円超30万円以下	10,000円

2. (1) 返済日現在に貸越残高がない場合は定例返済は行いません。
(2) 返済日現在の貸越残高が定例返済額に満たない場合はその金額を定例返済額とします。

<ワイドカードローン>

自動融資

「カードローン取引規定」に自動融資の条項を追加致します。

(自動融資)

1. 表記記載の指定口座(返済用預金口座)での口座振替による出金のための資金不足となったときは、貸越極度額の範囲内でその不足相当額をこの当座貸越口座から自動的に返済用預金口座に入金するものとします。
2. 前項にかかわらず、第5条の定額返済による資金不足および当金庫との口座振替契約による資金不足の場合には自動融資を発生させないものとします。

以上

本件に関するお問合せ先

業務開発部 お客様相談室 TEL 011-241-1661

(受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで)